

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月10日
【事業年度】	第133期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社上毛 （新会社名 価値開発株式会社）
【英訳名】	JYOMO COMPANY LIMITED （新英訳名 KACHIKAIHATSU CO.LTD.） （注）平成20年6月27日の第134回定時株主総会の決議により、平成20年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたします。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 裕二
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市六供町370番地
【電話番号】	027(224)2111（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 本谷 吉生
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座五丁目1番15号
【電話番号】	03(3571)8651（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 本谷 吉生
【縦覧に供する場所】	株式会社上毛 東京支社（銀座オフィス） （東京都中央区銀座五丁目1番15号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第133期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に修正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（3）役員報酬の内容

（注）1～6 <省略>

7 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

（訂正後）

（3）役員報酬の内容

（注）1～6 <省略>

7 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。